

「日野町農業機械バンク制度」創設

中古農業用機械を

売りたい方、買いたい方 募集中！

「日野町農業機械バンク制度」は、使わなくなった農業用機械をバンクに登録し、その情報を譲り受けたい農業者に提供する制度です。

登録できる農業用機械

- 日野郡内の農業者（JA含む）が売渡や譲渡の権利を持つ農業用機械（例）トラクター、耕運機、草刈機、スピードスプレイヤーなど
 - 使用可能な状態であるもの（軽微な整備が必要な場合は要相談）
 - 査定価格（簡易修繕含む）が10万円以上であるもの
- ※農繁期（4,5,9,10月）は、査定に伺えません。受付は可。



購入対象者

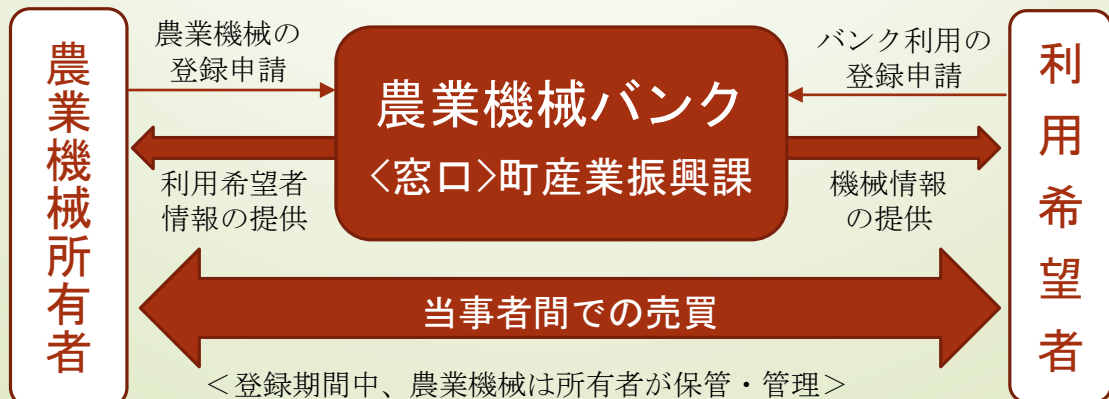
- 日野町内に居住し、町内で農業を営んでいる者
- 今後、日野町内に居住し、町内で農業を営む者
- 耕作利用面積が町の算定する農業機械の能力に応じた利用下限面積以上であること。



町では、購入経費の一部助成制度を設けています。
詳しくはお尋ねください。

[補助対象]集落営農組織、複数以上の経営体
[補助率]1/2 [補助額]5~25万円

農業機械バンクのイメージ



【ホームページ】日野町農業機械バンク<https://www.town.hino.tottori.jp/item/37977.htm#itemid37977>

【問い合わせ先】日野町役場 産業振興課（担当）山形

（TEL）0859-72-2101（FAX）0859-72-1484（E-mail）sangyou@town.hino.tottori.jp

農業機械を売りたい方

(様式第1号)

年 月 日

日野町産業振興課長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

農 業 機 械 販 売 申 請 書

日野町農業機械バンクに登録して農業機械を売りたいので、日野町農業機械登録制度（農業機械バンク制度）実施要領に定める農業機械バンク制度の目的等を理解し下記のとおり申請します。

なお、農業機械購入者との交渉については誠意をもって対応し、JA及び日野町関係者等へ迷惑をかけることはいたしません。

販売を希望する農業機械について	
機械の名称 (商品名)	
メーカー名・ 規格・馬力等	(メーカーや規格、型番、アワーメーター数量など、記載してください。)
購入年月	新品購入 中古購入 年 月 (約 年間使用)
状 態	良い ・ 普通 ・ 修理必要 ※いずれかに○印を付してください
承諾事項	<ul style="list-style-type: none">・ 農繁期（4、5、9、10月）は、査定、修理等の対応ができません。・ 査定費5,000円を負担することに同意し、JAより請求があった際は、すみやかに査定費を支払います（自己都合により登録を取り下げた場合も負担します）。・ 査定価格（簡易修理費含む）が10万円未満の場合、登録できません（査定費の負担はなし）。・ 農業機械購入希望者が農業機械の実物を見たいと申し出があった際は、これに協力します。
備 考	

農業機械をみたい方

(様式第2号)

年 月 日

日野町産業振興課長 様

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

農 業 機 械 購 入 登 録 申 請 書

日野町農業機械バンクに登録して農業機械をみたいので、日野町農業機械登録制度（農業機械バンク制度）実施要領に定める農業機械バンク制度の目的等を理解し下記のとおり申請します。

なお、農業機械販売者との交渉については誠意をもって対応し、JA及び日野町関係者等へ迷惑をかけることはいたしません。

購入を希望する農業機械について

機械の名称 (商品名)	
登録番号・ メーカー名・ 規格・馬力等	(希望する機械について、機械バンク登録番号、メーカーや規格、型番など、記載してください。)
希望購入価格	希望購入価格： _____ 円 (内補助金額 _____ 円)
農業機械の 利用目的等	利用目的 利用面積 (氏名 ○○ 、住所 ○○ 、田 ○a、畑 ○a)
引き取り方法	保管場所まで引き取り可 ・ 指定場所まで配送希望(有料) (指定場所 _____) ※いずれかに○印を付してください

日野町農業機械登録制度（農業機械バンク制度）実施要領

（目的）

第1条 不要となった農業機械の有効活用を通して本町の農業者を支援するため、農業機械登録制度（以下「農業機械バンク制度」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 「農業機械バンク制度」とは、日野郡内にある使用可能で譲渡可能な農業機械を、町が当該農業機械の所有者からの申請に基づき登録し、当該登録情報を農業機械等の購入を希望する農業者に提供する農業機械登録制度のことである。

2 農業機械バンク制度で登録可能な「農業機械」とは、査定価格が10万円以上のトラクター、耕運機、スピードスプレイヤーなどの農業用機械を指すものとする。

（農業機械の販売希望者の手続き等）

第3条 農業機械の登録を希望する者は指定の販売申請書（様式第1号）に必要な事項を記入の上、当該申請書を日野町産業振興課まで提出するものとする。

2 町は、登録申請書の提出があった場合には、申請書の内容や農業機械の状況等を確認の上、適当と認めたときは当該農業機械を農業機械バンクに登録するものとする。

3 町は、登録農業機械の型式、写真、その他必要な情報を、町ホームページへの掲載などにより公表するものとする。

4 登録する農業機械の価格設定については、申請者とも相談しながら、町とJAとが実際に農業機械を確認して設定するものとする。

5 申請者は、査定費として、JAが別に定める費用を負担することとする。ただし、申請者の責によらない理由で売買契約が成立しなかった場合は、査定費の負担はないものとする。

6 登録された農業機械は、所有者が管理を行うものとする。

7 登録農業機械について、次のいずれかに該当するときは、農業機械バンクの登録を取り消すものとする。

ア 所有権その他の権利に異動があったとき。

イ 登録した日から1年を経過したとき。

ウ 所有者から登録を抹消する旨の申出があったとき（申請者は査定費を負担）。

（農業機械の購入希望者の手続き等）

第4条 農業機械の購入を希望する者は、指定の購入申請書（様式第2号）に必要な事項を記入の上、当該申請書を日野町産業振興課まで提出するものとする。

2 町は、申請書の内容が適当と認めたときは、利用者台帳に必要な情報を登録するものとする。

3 農業機械バンクを利用し、登録農業機械を購入することができるのは、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 本町に居住し、本町で農地を耕作している者

イ 今後、本町に居住し、本町の農地を耕作する予定である者

ウ 耕作利用面積が町の算定する農業機械の能力に応じた利用下限面積以上である者

（販売者と購入者の交渉）

第5条 町は、登録農業機械の情報提供や、販売者と購入者とのマッチングを支援するが、売買等に関する交渉は当事者間で行うものとする。

（その他）

第6条 本制度は、転売など農業に供さない取得については禁止するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。